

○東京藝術大学大学美術館野村美術賞選考要項

〔平成20年12月11日〕
大学美術館運営委員会決定

改正 平成23年11月17日 平成25年10月24日
平成30年4月1日 平成30年11月15日
令和3年12月2日

(趣旨)

第1条 この要項は、野村美術賞奨学金（以下「野村美術賞」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 野村美術賞とは、教育研究の一層の推進と芸術資料の充実を図ることを目的として、大学院美術研究科博士後期課程の大学院生（以下「院生」という。）で特に優秀な者を選考し、奨学金を授与して表彰する奨学金制度をいう。

(作品等の寄贈)

第3条 野村美術賞を受賞した院生は、その作品等を大学美術館に寄贈するものとする。

(選考対象院生等)

第4条 選考対象院生及び寄贈対象作品等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 選考対象院生は、当該年度の大学院美術研究科博士後期課程修了見込者で、当該年度の大学院美術研究科博士審査展（以下「博士展」という。）に出品した者とする。
- (2) 寄贈対象作品等は、当該年度の博士展に出品された作品等とする。

(選考手続)

第5条 野村美術賞は、野村美術賞奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選考し、大学美術館運営委員会で決定する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 大学美術館長（以下「館長」という。）
 - (2) 大学院美術研究科長
 - (3) 大学美術館副館長
 - (4) 大学美術館専任教員（助教及び助手を除く。以下同じ。）
 - (5) 東京藝術大学大学美術館運営委員会規則（平成10年4月16日制定）第3条第1項第5号に掲げる大学美術館運営委員
 - (6) 委員長が必要と認める者
- 2 選考委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
 - 3 選考委員会の招集は委員長が行う。
 - 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代行する。

(選考人数)

第7条 野村美術賞の選考人数は、原則として3人とする。ただし、これにより難しい場合は、選考委員会の審議に基づき、当該年度に限って人数を変更することができる。

(選考方法等)

第8条 選考委員会における野村美術賞の選考は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 選考は投票により行う。

(2) 第1次選考は、各選考委員が対象院生の中から4人を選考し、投票する。

(3) 第1次選考では、東京藝術大学芸術研究院規則第4条に定められる領域のうち純粋美術表現、総合美術表現、美術理論および文化財保存修復の各領域に基礎枠1人分を配分する。ただし領域内に得票者のない場合は、当該領域の基礎枠は配分されない。

(4) 第2次選考の対象者は、前号に加え、第1次選考の得票数に基づく選考委員会の審議により決定する。

(5) 第2次選考は、各選考委員が前号による対象者の中から3人を選考し、投票する。

(6) 第2次選考の投票の結果、原則として上位3位までを野村美術賞の候補者とする。ただし、末位が得票数同数の場合は、選考委員会で審議し、必要に応じて再投票する。

2 大学美術館運営委員会は、前項により選考された候補者について審議の上、野村美術賞の受賞者を決定する。ただし、当該年度において大学院美術研究科博士後期課程を修了できなかった者は候補から取り消すものとする。

3 大学美術館に収蔵する野村美術賞受賞者の作品等の寄贈方法等については、作者、当該科等に所属する大学美術館運営委員、館長及び大学美術館専任教員において協議するものとする。

(野村美術賞の財源及び授与額)

第9条 野村美術賞は、公益財団法人野村財団からの寄附金により運営するものとする。

2 野村美術賞の額は、1人当たり80万円とする。

(選考結果の通知及び報告)

第10条 野村美術賞の受賞者には、文書により選考結果を通知するものとする。

2 公益財団法人野村財団に対し、当該年度の野村美術賞選考結果を報告するものとする。

(授賞式)

第11条 野村美術賞の受賞者に対しては、関係者出席のもとに授賞式を行い、表彰状を授与するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるものの他、野村美術賞に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年12月11日から施行する。

2 「大学美術館「野村賞」選考要項」(平成13年11月15日制定)及び「大学美術館「野村賞」選考基準」(平成9年6月19日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成22年4月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年12月2日から施行する。